



年 発 0 4 2 8 第 2 号
平成 2 9 年 4 月 2 8 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（ 公 印 省 略 ）

「確定拠出年金制度について」の一部改正について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 66 号）の一部、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 15 号）及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 29 号）が平成 30 年 1 月 1 日より施行され、確定拠出年金における掛金の納付を年単位とする措置等が講ぜられる。

これに伴い、「確定拠出年金制度について」（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号）の別紙について、別添のとおり一部を改正し、平成 30 年 1 月 1 日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金制度について（平成13年8月21日年発第213号）新旧対照表

新	旧
<p>第1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項</p> <p>企業型年金規約の承認基準については、確定拠出年金法（以下「法」という。）第3条第3項及び確定拠出年金法施行令（以下「令」という。）第6条に規定しているところであるが、企業型年金加入者の範囲（「一定の資格」の内容）、事業主掛金に関する事項、企業型年金加入者掛金に関する事項、運用の指図、事務費の負担、厚生年金基金、確定給付企業年金等からの資産の移換並びに厚生年金基金等からの脱退一時金相当額等の移換に関する事項については、それぞれ次の1～7の取扱いとすること。</p> <p>なお、企業型年金規約の備置き及び閲覧については、法第4条第4項に規定しているところであるが、その具体的な取扱いについては、8の取扱いとすること。</p> <p>また、企業型年金規約の変更のうち、実施事業所が二以上の場合については、法第5条第3項に規定しているところであるが、当該規約の変更がすべての実施事業所に係るものでない場合の当該変更に係る事項については、9の取扱いとすること。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 事業主掛金に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「給与」の具体的な内容</p> <p>法第4条第1項第3号中の「給与」とは、以下の基準に該当するものとする。</p>	<p>第1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項</p> <p>企業型年金規約の承認基準については、確定拠出年金法（以下「法」という。）第3条第3項及び確定拠出年金法施行令（以下「令」という。）第6条に規定しているところであるが、企業型年金加入者の範囲（「一定の資格」の内容）、事業主掛金の算定方法、企業型年金加入者掛金に関する事項、運用の指図、事務費の負担、厚生年金基金、確定給付企業年金等からの資産の移換並びに厚生年金基金等からの脱退一時金相当額等の移換に関する事項については、それぞれ次の1～7の取扱いとすること。</p> <p>なお、企業型年金規約の備置き及び閲覧については、法第4条第4項に規定しているところであるが、その具体的な取扱いについては、8の取扱いとすること。</p> <p>また、企業型年金規約の変更のうち、実施事業所が二以上の場合については、法第5条第3項に規定しているところであるが、当該規約の変更がすべての実施事業所に係るものでない場合の当該変更に係る事項については、9の取扱いとすること。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 事業主掛金の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「給与」の具体的な内容</p> <p>法第4条第1項第3号中の「給与」とは、以下の基準に該当するものとする。</p>

①～②（略）

③厚生年金保険における標準報酬から実費弁償に類するもの及び不安定要素の大きいものを除いたものについて厚生年金保険の標準報酬月額等級区分によるもの（標準賞与額の例によるものを含むことができる。）を法第4条第1項第3号の給与とすることができること。

④（略）

（3）（略）

（4）企業型掛金拠出単位期間（令第10条の2に規定する企業型掛金拠出単位期間をいう。以下同じ。）を同条ただし書の規定により区分した期間（以下（6）までにおいて「拠出区分期間」という。）を定める場合は、拠出区分期間は月単位で区分けするものとする。

（5）拠出区分期間は、企業型掛金拠出単位期間につき1回のみ変更することができるものであること。1回の拠出区分期間の変更において、あらかじめ翌企業型掛金拠出単位期間に係る拠出区分期間の変更を含めて指定を行うことは複数回の変更になるため認められないこと。

（6）企業型掛金拠出単位期間の途中で、既に事業主掛金を拠出した拠出区分期間（以下（6）において「既拠出期間」という。）を含めて拠出区分期間を変更する場合には、当該企業型掛金拠出単位期間においては、既拠出期間は拠出区分期間の指定から除外されたものとみなす。

（7）企業型年金加入者がその加入者資格を喪失することに伴い事業主掛金を拠出する場合における事業主掛金の額の算定方法は、その拠出に係る期間の月数に応じ、企業型掛金拠出単位期間における事業主掛金の見込み額の総額を勘案して令第6条第2号に掲げる要件に従い不当に差別的なものでないよう定めなければならないこと。

①～②（略）

③厚生年金保険における標準報酬から実費弁償に類するもの及び不安定要素の大きいものを除いたものについて厚生年金保険の標準報酬等級区分によるものを法第4条第1項第3号の給与とすることができること。

④（略）

（3）（略）

3. 企業型年金加入者掛金に関する事項

(1) ～ (4) (略)

(5) 企業型年金加入者掛金の拠出の方法について、企業型掛金拠出単位期間を令第10条の3ただし書の規定により区分した期間(以下(9)までにおいて「拠出区分期間」という。)を定める場合は、拠出区分期間は月単位で分けするものとし、一以上の拠出区分期間を選択できるようにすること。なお、平成30年1月より前から企業型年金加入者掛金を拠出することができる企業型年金にあっては、当該選択として毎月の拠出区分期間を含めるなど、従来の毎月拠出による拠出方法を踏まえ、労使による協議を十分に行った上で定めること。

(6) 企業型年金加入者掛金の額及び拠出区分期間の変更に関する取扱いは、以下のとおりであること。

① 企業型年金加入者掛金の額及び拠出区分期間は、企業型掛金拠出単位期間につきそれぞれ1回のみ変更することができるものであること。

② 令第6条第5号中の「変更」は、実施事業所ごとに管理されるものであり、企業型年金加入者の移動前の実施事業所での企業型年金加入者掛金の額の変更は、移動後の実施事業所での企業型年金加入者掛金の額の変更には含まれないこと。拠出区分期間の変更も同様であること。

③ 1回の企業型年金加入者掛金の額又は拠出区分期間の変更において、あらかじめ翌企業型掛金拠出単位期間に係る企業型年金加入者掛金の額又は拠出区分期間の変更を含めて指定を行うことは複

3. 企業型年金加入者掛金に関する事項

(1) ～ (4) (略)

(5) 企業型年金加入者掛金の額の変更に関する取扱いは、以下のとおりであること。

① 令第6条第4号中の年1回の「年」は、事業年度や暦年など企業型年金規約において実施事業所ごとに設定すること。

② 企業型年金加入者掛金の拠出を開始する際にその額を決定する場合は、令第6条第4号中の「変更」には当たらないこと。

③ 令第6条第4号中の「変更」は、実施事業所ごとに管理されるものであり、企業型年金加入者の移動前の実施事業所での企業型年金加入者掛金の額の変更は、移動後の実施事業所での企業型年金加入者掛金の額の変更には含まれないこと。

④ 1回の企業型年金加入者掛金の額の変更において、あらかじめ複数月分の企業型年金加入者掛金の額の変更指定を行うことは複数回の変更になるため認められないこと。

数回の変更になるため認められないこと。

④ 企業型掛金拠出単位期間の途中で、既に企業型年金加入者掛金を拠出した拠出区分期間（以下④において「既拠出期間」という。）を含めて拠出区分期間を変更する場合には、当該企業型掛金拠出単位期間においては、既拠出期間は拠出区分期間の指定から除外されたものとみなす。

⑤ 令第6条第5号又は確定拠出年金法施行規則（以下「施行規則」という。）第4条の2第1号から第3号に掲げる場合は、あらかじめ、企業型年金規約に定めるときは、加入者から事業主に対する変更の指図は不要であること。

ただし、企業型年金加入者掛金の額を指図なしに変更を行った場合は、当該加入者に対し速やかにこれを報告するものであること。

⑥ 施行規則第4条の2第5号に掲げる場合は、企業型年金加入者がその加入者資格を喪失することに伴い企業型年金加入者掛金を拠出する場合における企業型年金加入者掛金の額について、資格を喪失しなかった場合の当該期間を含む拠出に係る期間の拠出予定額から、当該額を資格を喪失した場合の拠出に係る期間の月数で按分した額に変更する場合であること。

(7) 「不当に差別的なものでないこと」の内容

令第6条第2号中の「不当に差別的なものでないこと」とは、例えば、次に掲げる場合について該当しないものであること。

① 一定の資格（職種・勤続期間・年齢）を設けて、企業型年金加入者掛金の額又は拠出区分期間の決定又は変更方法等に差を付けること。

②（略）

(8) 「不当に制約されるものでないこと」の内容

⑤ 令第6条第4号又は確定拠出年金法施行規則（以下「施行規則」という。）第4条の2第1号から第3号に掲げる場合は、あらかじめ、企業型年金規約に定めるときは、加入者から事業主に対する変更の指図は不要であること。

ただし、企業型年金加入者掛金の額を指図なしに変更を行った場合は、当該加入者に対し速やかにこれを報告するものであること。

(6) 「不当に差別的なものでないこと」の内容

令第6条第2号中の「不当に差別的なものでないこと」とは、例えば、次に掲げる場合について該当しないものであること。

① 一定の資格（職種・勤続期間・年齢）を設けて、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更方法等に差を付けること。

②（略）

(7) 「不当に制約されるものでないこと」の内容

<p>令第6条第6号中の「不当に制約されるものでないこと」とは、企業型年金加入者の意思を正確に反映されないものであり、例えば、次に掲げる場合について該当しないものであること。</p> <p>① 加入者掛金の額又は拠出区分期間の指定がなかった者は、特定の加入者掛金の額又は拠出区分期間を選択したものとする（デフォルト）を設けること。</p> <p>②（略）</p> <p>4. ～9.（略）</p> <p>第2～第9（略）</p>	<p>令第6条第5号中の「不当に制約されるものでないこと」とは、企業型年金加入者の意思を正確に反映されないものであり、例えば、次に掲げる場合について該当しないものであること。</p> <p>① 加入者掛金の額の指定がなかった者は、特定の加入者掛金の額を選択したものとする（デフォルト）を設けること。</p> <p>②（略）</p> <p>4. ～9.（略）</p> <p>第2～第9（略）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------